

江別シティプロモート推進協議会
ソーシャルネットワーキングサービス運用ガイドライン

1 目的

ソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」)を広報媒体として利用し、江別市の持つ魅力を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールを定める。

2 アカウント名・URL

●Instagram

アカウント名:【北海道】江別シティプロモート

アドレス:<https://www.instagram.com/ebetsucity/>

●X

アカウント名:江別なう

アドレス:https://twitter.com/ebetsucity_now/

●フェイスブック

アカウント名:ずっと、もっと、えべつ

アドレス:<https://www.facebook.com/ebetsucity/>

●YouTube

アカウント名:江別シティプロモート推進協議会

アドレス:<https://www.youtube.com/channel/UCuvxLBxL15GT0eKxwIsZtKQ>

3 運用管理者及び運用者

運用管理者 江別シティプロモート推進協議会

運用者 江別市企画政策部政策推進課

4 情報発信の内容

- 1)食と農に関すること
- 2)イベントやまちづくりに関すること
- 3)その他江別市の魅力の情報発信に関すること

5 運用方法

- 1)各アカウントへのコメント及びメッセージに対しては、原則として返信しません。

ただし、江別市のプロモーションに関する事など、運用管理者が特に認めたときは返信する場合がありますが、運用管理者がすべての投稿を閲覧し、返信の可否を判断することを約束するものではありません。

- 2)行政施策への意見・要望などについて当アカウントでは取り扱いません。

- 3)各 SNS の利用方法、技術的な質問又はシステム状況等に関しては、原則として応答しません。

6 禁止事項

次に掲げる情報発信は禁止します。

また、利用者によるコメント等について、以下の内容が含まれていた場合は、事前に通告することなく、運用管理者の判断により、全部又は一部を非表示、削除、拒否することができるものとします。

- 1)法令等に違反する行為又は違反するおそれがある内容
- 2)他者の人権を侵害する恐れのある内容
- 3)特定の個人、企業、地域等を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つける内容
- 4)政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- 5)著作権や商標権、肖像権等の知的財産権を侵害するおそれのある内容
- 6)営利を目的とした情報提供、広告宣伝、勧誘などを含む内容
- 7)人種、思想、信条、居住、職業、性別等で差別又は差別を助長する内容
- 8)公序良俗に反する内容
- 9)なりすましや虚偽など、事実と異なる情報及び単なる噂や噂を助長する内容
- 10)本人の承諾なく個人情報や特定、開示、漏えいするなど、プライバシーに関わる内容
- 11)私有地への無断の立ち入りなど、禁止行為、迷惑行為を含む内容
- 12)記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なる内容
- 13)運用者の発信内容の一部又は全部を改変する内容
- 14)同一のユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容のコメントや似通った内容
- 15)有害なプログラム等を含む内容
- 16)各 SNS の利用規約に反する内容
- 17)その他、運用管理者が不適切と判断する内容

7 知的財産権の帰属

- 1)掲載している個々の情報(文章、写真など)に関する知的財産権は、江別市又は原著作者等に帰属するものとします。
- 2)当アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた行為を除き、無断での複製・転用は禁じるものとします。
ただし、インスタグラムでのリポストなど、SNS同士のリンクはこの限りではありません。

8 免責事項

- 1)協議会は、掲載情報について細心の注意を払うが、正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。
- 2)協議会は、掲載された情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、協議会の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとします。
- 3)協議会は、利用者の投稿やコメント等を通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとします。
- 4)協議会は、アプリケーションの動作環境により生じるいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。
- 5)協議会は、予告なくガイドラインの変更や見直し又は運用を中止する場合があります。